



Y's Consulting Limited

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大廈 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園區翠園路 181 号商旅大廈 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市羅湖區建設路 1072 号東方廣場 10 樓 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)

会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

【INDEX】

中国法改正ニュース

1. 《国家稅務總局、財政部 小型零細企業の増値税及び營業税政策をさらに支持することに関する通達》
《《国家稅務總局 小型零細企業の増値税及び營業税の免税に関する問題についての公告》》
2. 《国家稅務總局、財政部 固定資産の加速償却に係る企業所得稅政策を改善することに関する通達》
3. 《国家稅務總局、財政部 小型・微型企業が金融機関と締結する借入金契約書に係る印紙税を免除とすることに関する通達》
4. 2014年10月より施行の法律法規

主要經濟統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

中国法改正ニュース

1. 《国家稅務總局、財政部 小型零細企業の増値税及び營業税政策をさらに支持することに関する通達》、《国家稅務總局 小型零細企業の増値税及び營業税の免税に関する問題についての公告》、

通達番号: 財稅[2014]71号、国家稅務總局公告 2014年第57号

公布日: 2014年9月25日、2014年10月16日

国家稅務總局は、2014年9月25日付けで『小型零細企業の増値税及び營業税政策をさらに支持することに関する通達』(財稅[2014]71号、以下『71号通達』)、2014年10月16日付けで『小型零細企業の増値税及び營業税の免税に関する問題についての公告』(国家稅務總局公告 2014年第57号、以下『57号公告』)を公布しました。

2013年7月29日付けで、国家稅務總局から公布された『一部の小型零細企業の増値税及び營業税を暫定的に免税とする通達』(財稅[2013]52号)および2013年8月21日付けで国家稅務總局から公布された『一部の小型零細企業の増値税及び營業税を暫定的に免税とする政策に関連する問題についての公告』(国家稅務總局公告 2013年第49号)により、増値税小規模納稅人のうち月売上高が2万元(四半期申告の企業は四半期売上高が6万元)を越えない企業或いは非企業性単位については、増値税の徴収が一時的に免除され、營業税納稅人のうち月売上高が2万元(四半期申告の企業は四半期売上高が6万元)を越えない企業或いは非企業性単位については、營業税の徴収が一時的に免除されておりました。

当該『71号通達』および『57号公告』により、2014年10月1日から2015年12月31日の期間において、上記

増値税および営業税が免税となる企業の範囲が、月 2 万元(四半期申告の企業は四半期売上高が 6 万元)から月 3 万元(四半期申告の企業は四半期売上高が 9 万元)に変更されております。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c789971/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c804550/content.html>

2. 《国家税務総局、財政部 固定資産の加速償却に係る企業所得税政策を改善することに関する通達》

通達番号: 財税[2014]75 号

公布日 : 2014 年 10 月 20 日

国家税務総局は、2014 年 10 月 20 日付けで『固定資産の加速償却に係る企業所得税政策を改善することに関する通達』(財税[2014]75 号、以下『75 号通達』)を公布しました。

2009 年 4 月 16 日付けで、国家税務総局が公布した『固定資産の加速償却に係る所得税処理に関する問題についての通達』(国税発[2009]81 号)により、企業が保有する固定資産に対する「償却期間の短縮」または「加速償却」の適用は、「技術の進歩により、製品のモデルチェンジが速い固定資産」または「常に強い震動の状態に置かれ、腐食が発生し易い固定資産」にのみ認められ、且つ税務局への届出および税務局の審査が必要となっております。

当該『75 号通達』により、下記条件に合致する企業は、固定資産の「一括損金算入」或は「償却期間の短縮」または「加速償却の適用」が認められることとなります。

主な内容は、下記の通りです。

1. 特定 6 業種における特定設備に係る優遇政策

生物薬品の製造、専用設備の製造、鉄道・船舶、航空機およびその他輸送設備の製造、コンピューター・通信機器およびその他電子設備の製造、計測設備の製造、通信・ソフトウェアおよび情報技術サービス業等の 6 業種において、2014 年 1 月 1 日以降新しく購入する研究開発および経営活動に共用する計測器・設備は、単価が 100 万元を超えない場合に、一括損金として算入することが認められる。単価が 100 万元を超える場合には、償却期間の短縮または加速償却の適用が認められる

2. 全ての業種における特定設備に係る優遇政策

2014 年 1 月 1 日以降新しく購入する研究開発に専門的に用いる計測器・設備は、単価が 100 万元を超えない場合に、一括損金として算入することが認められる。単価が 100 万元を超える場合には、償却期間の短縮または加速償却の適用が認められる

3. 全ての業種における優遇政策

企業が保有する 5,000 元を超えない固定資産は、一括損金として算入することが認められる。

4. 償却期間の短縮および加速償却

「償却期間の短縮」を行なう場合、最低償却期間は、企業所得税法実施条例第 60 条が規定する償却期間の 60%を下回ってはならない。

「加速償却」を行なう場合、200%定率法または級数法のいずれかを採用することが認められる。

※ 200%定率法

固定資産の見積残存価額を考慮せず、每期首の固定資産原価から減価償却累計額を控除した後の残高を基準として、定額法の二倍の減価償却率により固定資産の減価償却費を計算する方法。具体的には、下記方法により減価償却費を計算する。

月減価償却額＝月初固定資産簿価×月減価償却率

月減価償却率＝年減価償却率÷12

年減価償却率＝2÷見積耐用年数×100%

当該『75 号通達』は、2014 年 1 月 1 日より施行となります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c988244/content.html>

3. 《国家税務総局、財政部 小型・微型企業が金融機関と締結する借入金契約書に係る印紙税を免除とすることに関する通達》

通達番号：財税[2014]78 号

公布日：2014 年 10 月 24 日

国家税務総局および財政部は、2014 年 10 月 24 日付けで『小型・微型企業が金融機関と締結する借入金契約書に係る印紙税を免除とすることに関する通達』（財税[2014]78 号、以下『78 号通達』）を公布しました。

2011 年 10 月 17 日付けで、国家税務総局および財政部により公布された『小型・微型企業が金融機関と締結する借入金契約書に係る印紙税を免除とすることに関する通達』（財税[2011]105 号）により、「小型・微型企業」が金融機関と締結する借入金契約に係る印紙税は、2011 年 11 月 1 日から 2014 年 10 月 31 日までの期間において免税となっておりましたが、当該『78 号通達』により、免税期間が 2017 年 12 月 31 日まで延長されております。

なお、上記「小型・微型企業」とは、『中小企業区分基準規定の印刷配布に関する通知』（工信部連企業[2011]300 号）に基づき、下記条件に合致する企業を指します。

業種	基準	中型企業	小型企業	微型企業
農業、林業、畜産業、漁業	売上高	500 以上	50 以上	50 未満
工業	従業員数 売上高(万元)	300 以上 且つ 2,000 以上	20 以上 且つ 300 以上	20 未満 或は 300 未満
建設業	従業員数 総資産額(万元)	6,000 以上 且つ 5,000 以上	300 以上 且つ 300 以上	300 未満 或は 300 未満
卸売業	従業員数 売上高(万元)	20 以上 且つ 5,000 以上	5 以上 且つ 1,000 以上	5 未満 或は 1,000 未満
小売業	従業員数 売上高(万元)	50 以上 且つ 500 以上	10 以上 且つ 100 以上	10 未満 或は 100 未満
交通輸送業	従業員数 売上高(万元)	300 以上 且つ 3,000 以上	20 以上 且つ 200 以上	20 未満 或は 200 未満
倉庫業	従業員数 売上高(万元)	100 以上 且つ 1,000 以上	20 以上 且つ 100 以上	20 未満 或は 100 未満
宿泊業	従業員数 売上高(万元)	300 以上 且つ 2,000 以上	20 以上 且つ 100 以上	20 未満 或は 100 未満
飲食業	従業員数 売上高(万元)	100 以上 且つ 2,000 以上	10 以上 且つ 100 以上	10 未満 或は 100 未満
情報伝達業	従業員数 売上高(万元)	100 以上 且つ 1,000 以上	10 以上 且つ 100 以上	10 未満 或は 100 未満
ソフトウェア・IT サービス業	従業員数 売上高(万元)	100 以上 且つ 1,000 以上	10 以上 且つ 50 以上	10 未満 或は 50 未満
不動産開発経営業	従業員数 総資産額(万元)	1,000 以上 且つ 5,000 以上	100 以上 且つ 2,000 以上	100 未満 或は 2,000 未満
不動産管理業	従業員数 売上高(万元)	300 以上 且つ 1,000 以上	100 以上 且つ 500 以上	100 未満 或は 500 未満
リース・商業サービス業	従業員数 総資産額(万元)	100 以上 且つ 8,000 以上	10 以上 且つ 100 以上	10 未満 或は 100 未満
その他	従業員数	100 以上	10 以上	10 未満

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201410/t20141030_1155088.html

2014年10月より施行の法律法規

2014年10月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

主要経済統計

2014年9月主要経済統計

固定資産投資: 357,787.18 (完成額累計+16.1%)

貿易総額: 396,411,570ドル

第一次産業: 8,642.45 億元(完成額累計+27.7%)

輸出総額: 213,687,462ドル(前年同期比+15.3%)

第二次産業: 150,179.63 億元(完成額累計+13.7%)

輸入総額: 182,724,108ドル(前年同期比+7.0%)

第三次産業: 198,965.11 億元(完成額累計+17.4%)

貿易収支: 30,963,354ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

中国最新情報

【上海】

《崇明島まで地下鉄:19・20・21号線》

上海市に新たに建設される地下鉄3線の具体的な路線図が明らかになった・市内に開館した地下鉄博物館で示された。

3線は19号線と20号線、30号線。うち19号線は、上海では初めて長江河口の崇明島へ向かう。榕橋から横沙島、長興島を通過して崇明島に入り、終点は湿原で有名な東灘保養地。

20号線は莘荘と楊浦区の共青森林公園を結ぶ。21号線は龍吳路から虹口サッカー場まで。

上海の地下鉄は、2014年現在、計15路線、総延長567キロに達している。20年には総延長は800キロを突破する計画。

【蘇州】

《蘇州市における最低賃金基準を調整することに関する通達》

蘇州市力資源社会保障局は、2014年10月27日付けで『蘇州市における最低賃金基準を調整することに関する通達』(蘇人保規[2014]17号、以下『通達』)を公布しました。

当該『通達』により、蘇州(蘇州市区、張家港、常熟市、太倉市、昆山市、吳江区)における最低賃金が、11月1日より、全日制では1,530元/月から1,680元/月へ変更され、非全日制では13元/時間から14.5元/時間へ変更されております。

なお、旧来どおり、下記給与は最低賃金に含まれないことが明記されております。

- (1) 残業代
- (2) 夜勤手当、高温手当および危険作業手当等の特束手当て

<http://www.jsszhrss.gov.cn/szwzweb/html/zcfg/zcfgk/23176.shtml>

【広東省】

《2014年広東省企業における従業員賃上げガイドラインに関する通達》

広東省人力資源社会保障庁は、2014年9月30日付けで『2014年広東省企業における従業員賃上げガイドラインに関する通達』(粵人社発[2014]204号、以下『ガイドライン』)を公布しました。

当該『ガイドライン』では、下記のように、「上限」、「平均」および「下限」の3つの賃上げラインから構成されております。

- (1) 上限ライン 14%(2013年は16%)

収益性の増加が比較的大きく、従業員平均給与が比較的低い企業が参考とすべき水準。但し、前年従業員平均給与が当地の平均給与の3倍以上である場合には、原則として当該上限ラインを超えてはならない。

(2) 平均ライン 9% (2013 年は 10.5%)

生産経営が正常で、収益性が同業他社平均に達している企業が参考とすべき水準。

(3) 下限ライン 4% (2013 年は 4%)

生産経営が正常で、収益性の増加が良くない企業が参考とすべき水準。

また、当該『ガイドライン』では、業種ごとの賃上げガイドラインも公表されております。

- ① 製造業: 9%～11%
- ② 建築業: 10%～12%
- ③ 卸売業および小売業: 9%～11%
- ④ 交通輸送業: 8%～10%
- ⑤ 宿泊業および飲食業: 8%～10%
- ⑥ 金融業: 4%～6%

<http://www.gdhrss.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/gdhrss/s63/201410/48732.html>